

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人は昭和36年4月から38年3月までの期間、同年4月から39年3月までの期間及び同年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで  
③ 昭和39年4月から41年3月まで

私は、若いころ体が弱くて長く会社勤めができなかったことから、私の母親が私の将来を心配して、母親が私の分と一緒に国民年金への加入手続きを行い、母親が二人分の保険料を集金人に納付していたのに、母親の保険料が納付済みとされ、私の保険料が未納又は申請免除とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を母親が納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の母親と一緒に連番で払い出されていることから、一緒に国民年金の加入手続きを行ったことが確認でき、申立期間について一緒に手続きを行ったその母親の保険料は納付されているのにもかかわらず、申立人の保険料が未納又は申請免除とされていることは不自然である。

また、当時同居していた申立人の姉は、申立人の母親は子供思いで、申立期間当時、体が弱かった申立人の将来を心配して一緒に国民年金に加入したのに、母親だけ保険料を納付して申立人の保険料を納付しないことはあり得ず、申立期間当時生活に困ることもなかったと証言しており、その内容は具体的であり、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、

結婚後の任意加入手続及び第1号被保険者や第3号被保険者への切替手続も適切に行っていることなどから国民年金の意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案1572

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び49年4月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、38年4月から39年11月までの期間及び40年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から39年11月まで  
③ 昭和40年3月から46年3月まで  
④ 昭和49年4月から50年4月まで

私は、申立期間当時、一人で子供を育てており、経済的にも大変だった。その頃、子供を連れ区役所に行き国民年金保険料の免除申請手続きを行ったことを明瞭に覚えている。

国民年金については、とにかく繋がるように保険料を納付し、納付できないときは、毎年、免除申請手続きは欠かさず行っていたので、保険料の納付又は免除申請をした期間が未納とされていることは納得ができない。

また、特例納付等により、過去の保険料を納付した記憶もあり、未納記録や免除記録とされていることも納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年及び49年と2度の国民年金加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号がそれぞれ払い出されており、35年当時に払い出された国民年金手帳記号番号による納付記録は、平成19年6月に統合されていることが確認できる。また、申立人は、昭和50年時点において申立人が受給権を取得するのに最低限必要となる納付期間を満たすために特例納付を行っているが、この際、申立期間①にかかる国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、特例納付した後の保険料については一部の免除期間を除きすべ

て納付済みであること等から、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、申立期間①の保険料を納付しないままに、特例納付した後の期間にかかる保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金加入後、経済的余裕のない時期には必ず免除申請を行っていたと主張しているところ、申立期間②及び③以外にも複数回免除申請手続を適切に行っており、申立期間②及び③についても免除申請手続がなされていたものと推認できる。

加えて、申立期間④については、昭和51年に昭和49年度及び50年度分の納付書が作成されていることが市町村名簿で確認できるが、このうち、国民年金保険料が追納されているのは昭和50年5月から51年3月までの11か月分のみであり、申立期間④と比較すると、期間は短い上、国民年金保険料額は申立期間④の保険料額より高額であるため、この追納されている期間の保険料のみを納付したと考えるのは不合理であり、特例納付した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われており、保険料はすべて納付していることを考え併せると申立期間④については保険料を納付していたものと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から37年3月までの期間及び49年4月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、38年4月から39年11月までの期間及び40年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から同年9月までの期間、平成元年12月から2年3月までの期間及び同年11月から3年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から同年9月まで  
② 昭和59年4月から61年3月まで  
③ 平成元年12月から2年3月まで  
④ 平成2年11月から3年7月まで

申立期間①、③及び④の国民年金保険料については、私又は私の妻が納付書を使用して自宅近くの金融機関で納付したはずであり、また、申立期間②の国民年金保険料については、昭和63年3月に妻が、納付書を使用して区役所で追納を行っており、私の国民年金手帳にはその旨のメモを妻が記入していることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④は、それぞれ4か月、4か月及び9か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人の妻は追納の国民年金保険料を区役所で納付したと主張しているところ、当時、追納の保険料を区役所で納付することはできなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳に、申立期間②の国民年金保険

料を追納したメモを記載していると主張しているところ、追納済みとなっている申立人の妻の国民年金手帳には、追納年月日が日にちまで明確に記載されていることが確認できる一方、申立期間については追納年月日が日にちまで明確に記載されていないことなど、その記載状況から、当該メモにより申立期間②の保険料が納付されたことが明確にできない。

さらに、申立人の国民年金手帳には、昭和63年3月に申立期間②の国民年金保険料を追納した旨のメモが記載されているが、保険料を追納したとする申立人の妻は、昭和63年当時、保険料の未納期間が散見され、納付意欲が高かったとは認め難い。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から同年9月までの期間、平成元年12月から2年3月までの期間及び同年11月から3年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案1574

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年ごろに国民年金保険料の納付書が自宅に送付されたが、多忙であったため、その後落ち着いてから社会保険事務所に行き、送付された納付書で申立期間の保険料を納付した。その際、領収書を受領したが、約 1 か月後にその領収書を確認したら、日付印や領収書印が漏れていることに気づき、2 度ほど社会保険事務所にその領収書の有効性があることを申し出たが認められなかった。申立期間の国民年金保険料は納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の領収控を所持しており、これは社会保険事務所から発行されたものと考えられることから、申立内容のとおり社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されたことが確認できる上、通常であれば領収印を押印した領収書が渡される場所、申立人に対し社会保険事務所側の控えであるべき領収控が申立人に渡されており、行政側で不適切な事務処理が行われた可能性がうかがえる。

また、仮に申立人が保険料を納付していないのであれば、領収控のみでなく、一綴りの納付書及び領収書も一緒に所持しているものと考えられる。

さらに、申立人の申立内容は具体的であり、申立期間の国民年金保険料を納付したとの申立内容に特段不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年12月まで

申立期間当時は、元妻と婚姻期間中であり同居して生計をともにしていた。昭和59年4月から61年6月までの国民年金保険料は、元妻が夫婦二人分を一緒に納付していたが、元妻が納付済みと記録されているのに、私は未納とされており、夫婦の納付記録が異なっているのはおかしい。

また、昭和61年7月に元妻は厚生年金保険に加入したので、同年同月から62年12月までの私の国民年金保険料は、元妻と私が市の出張所や銀行で納付していた。元妻と私が申立期間の保険料を間違いなく納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和59年4月から61年6月までの期間については、申立人は申立人の元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間の直前で保険料の納付日が確認できる昭和57年度及び58年度の2年間について、申立人夫婦の保険料は3か月ごとに8回納付されているが、そのうち7回が同一日に納付され、1回が1週間の差で納付されており、8回ともすべて納期限内で納付されている上、実際に保険料を納付していたとするその元妻の当該期間の保険料は納付済みであることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間中の昭和60年度について、申立人の国民年金保険料は申請免除で全額免除とされているが、申立人の元妻の保険料は納付済みとなっており、免除申請は世帯単位で承認の可否が判断されていたため、世帯単位で保険料の免除となるのが一般的であることから、申立人とその元

妻の納付記録が異なっているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月までの期間については、申立人とその元妻が市の出張所や金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その元妻は当該期間については厚生年金保険に加入している上、申立人夫婦共に、申立人の保険料の具体的な納付方法、納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料は、平成 2 年 4 月に過年度納付されていることが確認でき、過年度納付された時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることから、申立期間の保険料は未納であった可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年3月までの期間及び同年12月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から53年3月まで  
② 昭和58年12月から59年3月まで  
③ 昭和59年12月から60年3月まで

申立期間①について、私は、昭和42年11月に結婚したが、その直後、義父が夫と私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれたと思う。国民年金保険料も、ほかの公共料金と一緒に義父が納付してくれていたと思う。申立期間②及び③については、私は、働きながら保険料を納付していたが、納付書が送付されてきた時には必ず納付しており、未納期間の納付書が送付されてきたこともあったが、それについても過年度納付した記憶がある。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、4か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③について、申立人は「納付書が送付されてきた時には必ず国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料の未納を解消するため、複数回過年度納付を行っていることが確認でき、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれることから、昭和59年12月から60年3月までの短期間の国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①の大半は時

効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡しており、その当時の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年3月までの期間及び同年12月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年3月まで  
② 昭和48年6月から同年7月まで  
③ 昭和54年12月から55年4月まで

申立期間①については、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、私は、結婚直後で20歳になった昭和42年1月に集金人が自宅に来るようになってからは、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、集金人に2か月分の保険料を一括して納付した。さらに、申立期間③については、転居したため勤務先の会社を退職し、その後、病院に勤務するまでの期間であり、保険料を納付したと思うが、具体的な保険料の納付方法や保険料額は憶えていない。私は、申立期間①から③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が、同期間の前後を通じて2か月ごとに同じ集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する申立期間②前後の領収書によると、納付サイクルが2か月となっている上、同じ集金人の領収印が押されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②の前後を通じて申立人及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化が認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②は、2か月と短期間であり、申立人は、申立期間①

から③を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人が、昭和42年1月に集金人が自宅に来るようになってからは、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年9月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと証言している上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月ごろに払い出されていることから、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人が具体的な国民年金保険料の納付方法及び保険料額を憶えていないと証言しているなど、保険料の納付状況が不明確である。

加えて、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1578

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年3月まで

私は、昭和47年10月に結婚したころと思うが、市の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくの間は、市から納付書が送られて来なかったので、自分で市の出張所、郵便局や銀行に行き、そこで納付書入手し、窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年1月に国民年金に任意加入していることから、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の3か月間のみ国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付している上、10年以上に渡り保険料を前納しているなど、昭和54年1月以降においては、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和48年4月から53年12月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は54年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年1月に国民年金に任意加入していることから、その時点では、申立期間は国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに、別の国民年金手帳を所持していたと主張しているが、申立期間当時発行されていた国民年金手帳の色と申立人が所持していたとする国民年金手帳の色は異なっており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年9月及び12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年のうちの1か月  
② 平成11年から14年2月まで

私の母親が平成9年の暖かいころに区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その場で1か月分の保険料約1万1,000円を納付した。その時、年金手帳を受け取ったが、これが領収書代わりであると言われたとのことである。

母親は、その2、3年後の平成11年後半から12年前半のころ、区役所の窓口で1か月分の保険料を納付し、領収書を受け取った。納付した保険料額は1万3,000円以下であったとしている。母親はその時以降も区役所の4階にあった銀行の出張所等で毎月保険料を納付したのではないかとしている。

母親は確かに保険料を納付したはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の母親が平成9年の暖かいころに区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、その場で1か月分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人には平成9年9月に年金手帳が交付されていることが確認できる。

また、申立人の母親が納付したと記憶している国民年金保険料額は、当時の保険料月額とおおむね一致するとともに、加入手続きの際、窓口担当者として学生免除ができないかどうかやりとりしたことや青色の年金手帳を受領したことなどを鮮明に記憶しており、申立人が年金手帳の交付を受けた平

成 9 年 9 月の保険料を納付していたとしても特段不合理な点はみられない。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付して 2、3 年後の平成 11 年後半から 12 年前半のころ、区役所で 1 か月分の国民年金保険料を納付したとしているところ、その母親が納付したと記憶している国民年金保険料額は、当時の保険料月額とおおむね一致するとともに、対応した職員は申立期間①の職員とは別の男性であったことやその態度などを鮮明に記憶しており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人の母親は、申立期間②の国民年金保険料を最初に納付した時期の記憶が定かでないものの、申立人が社会人になったのでこれからは自ら保険料を納付するよう諭したこともあったとしており、申立人が大学を卒業して社会人になったのは平成 12 年 4 月であることから、申立人の母親が申立期間②の最初の保険料を納付したのは同年 4 月であると推認するのが合理的である。

一方、申立期間②の 2 回目以後の国民年金保険料については、申立人の母親の記憶は定かでなく、保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 9 月及び 12 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を、時期は定かでないが母親に依頼し、国民年金保険料の納付も母親に任せていた。

昭和 43 年 5 月に結婚後、国民年金手帳を母親から引継ぎ妻が保管していたが紛失し、44 年 4 月に再交付を受けた。

納付記録を確認した結果、昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月まで未納となっているが、42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間について、国民年金手帳に納付済印が押印されていることから、この期間の未納については納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 6 月に払い出されており、この時点では申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能な期間であり、申立人が所持する昭和 44 年 4 月に再交付された国民年金手帳をみると昭和 42 年度及び 43 年度の「国民年金印紙検認記録」欄には、全く同じ形の「納付済」印が押印され、納付済みとなっているにもかかわらず、社会保険庁の記録では申立期間である昭和 42 年度は未納とされている。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで  
② 昭和50年3月

申立期間①については、国民年金保険料の納付開始後に、それまでの保険料が未納であった分も納付できることを知り、夫が夫婦二人分の保険料を銀行でまとめて納付した。

その時にもらった領収書は年金手帳と一緒に保管していたが、昭和48年4月に自宅が火事に遭ったため、いずれも失くしてしまった。

夫の分として納付した国民年金保険料額は、1万6,000円くらいであり、私の分の保険料額は6,000円くらいであったと思うが、夫婦二人分を一緒にさかのぼって納付した。申立期間①について、夫の保険料は納付済みとされているが、一緒に納付した私の分は未納とされている。

申立期間②については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、自分で市役所に行き国民年金の加入手続と保険料納付を行った。

申立期間①及び②について、保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月に払い出されていることから、43年4月から45年3月までの2年間は保険料の過年度納付が可能な期間であるところ、申立人は、44年4月から45年3月までの1年間分の保険料を過年度納付していることから、申立期間①のうち、同じく保険料をさかのぼって納付できる昭和43年度分についてのみ、保

険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①について納付した保険料の領収書に記載されていた保険料額は 6,000 円くらいだったと主張しているところ、その保険料額は、申立期間①のうちの昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間と納付済みとなっている同年 4 月から 45 年 3 月までの 2 年間分の保険料額とほぼ一致している。

加えて、申立期間②は、1 か月と短期間であり、その夫の国民年金保険料も納付済みとなっている。

- 2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 45 年 5 月であることから、申立期間①のうち、41 年 4 月から 43 年 3 月まで特例納付により保険料を納付するほかないが、同期間の保険料まで納付したとすると、その保険料額は、申立人が納付したとする保険料額と大きく相違することから、この期間についてまで保険料を納付していたと推認することはできない。

また、同期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 50 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 10 月から国民年金に加入していたが、47 年 9 月に結婚して転居した時は、転居先の区役所で国民年金の転入手続を行い、国民年金保険料は、郵便局や区役所で納付してきた。昭和 55 年 2 月に現住所地に転居した時は、市役所の行政センターで手続を行い、保険料は金融機関で納付してきた。以前に領収書があったということで、納付記録を訂正してもらった。申立期間も領収書が無いだけで納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居先の区役所で国民年金の転入手続を行い、国民年金保険料を郵便局や区役所で納付してきたと主張しているところ、申立人が、国民年金に加入した時の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人が転居先で国民年金の転入手続を行ったことをうかがわせる記載があり、かつ、申立人の特殊台帳には、申立人の申立期間当時の住所地を示す区名のゴム印が押されている。

また、申立期間の前後である昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、当初未加入とされていたが、平成 18 年 8 月に納付済みと記録の訂正が行われている。

さらに、申立人の国民年金手帳には、昭和 46 年 10 月に国民年金に強制加入した後、47 年 9 月から任意加入した旨が記載されているが、社会保険庁の記録では、国民年金加入後の 48 年 4 月に被保険者資格を喪失した後、56 年 4 月から任意加入した旨が記載されているなど、行政側の記録管理が適切に

行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年1月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和41年7月ごろに、母親が私の国民年金加入手続を行ったと思う。

国民年金加入後は、申立期間①、②及び③ともに3か月ごとに自宅に来た集金人に納付額は分からないが母親が母親と私の二人分の国民年金保険料を納付したか、自分で郵便局へ行き納付した。

申立期間について、母親が納付済みで、私が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の保険料を申立人の母親が申立人の分と併せて集金人に納付していたと主張しているところ、加入後において集金人に国民年金保険料を納付することは可能であり、その母親の保険料は同期間について納付済みとなっている上、申立人の所持する年金手帳には申立期間③を納付した母親の保険料領収証書が貼り付けられており、自分の分と母親の領収証書を取り違えて貼り付けられたとする主張は、申立期間の前後がすべて納付済みになっていることを考え併わせると、特段の不自然さはみられない。

2 一方、申立人は、20歳になった昭和41年7月ごろに、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、加入

手続に直接関与しておらず、その母親は既に他界していることからその母親に加入当時の状況を確認することはできず、加入状況は不明であり、国民年金保険料の納付状況も申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であることから不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の発行日は昭和 46 年 6 月 29 日であり、国民年金手帳記号番号払出簿においても申立人の国民年金手帳記号番号は同年 7 月に払い出されていることが確認できる上、申立人が 20 歳になった 41 年 7 月以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立期間①については加入手続を行った 46 年 6 月時点では既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人の母親が自分の分と併せて申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、加入手続を行った昭和 46 年 6 月時点では申立期間②の保険料は過年度保険料になるため、保険料を市の集金人に納付することはできず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 6 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要であり、58 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたもの認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 58 年 6 月から同年 7 月まで

申立期間①についての領収書が 2 枚見つかったため、区役所に申し出たところ、一方の領収書に「還付」の印を押された。しかし、何年経っても何の通知も来ずあきらめていたが、平成 13 年に区役所へ行き、調べてもらったところ分からないという回答だった。

今回、社会保険事務所で再度調査してもらったが、申立期間①については、既に還付したことになっており、新たに申立期間②についても、厚生年金保険の被保険者期間に国民年金保険料を重複して納付していたため還付したことになっていると聞かされびっくりしている。

しかし、私にはいずれの期間についても還付された記憶は無く、還付したとされることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する領収書により、昭和 49 年 6 月 21 日及び時効成立後の 51 年 12 月 8 日に重複して国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、社会保険庁の被保険者台帳に記載された納付日は、領収書に押印された納付日と一致せず、行政側の事務処理に不手際が認められ、申立人が還付を受けたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立期間②についても、昭和 58 年 6 月 23 日に金融機関の口座振替により国民年金保険料が納付されていることが 59 年 5 月に作成された市の

記録により確認できるところ、申立人が、還付されていないとする理由は、明瞭かつ具体的であり、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月について、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得するまでは、国民年金の資格を喪失する特段の理由も見当たらないことから国民年金の強制加入期間であることは明らかであり、還付を行うことが適当でない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められ、昭和 58 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から45年11月まで  
② 昭和47年5月から50年3月まで  
③ 昭和52年7月から同年8月まで  
④ 平成7年4月から11年7月まで

私は、社宅に住んでいた昭和40年ごろ、知人と国民年金について話し、加入した方が良いということになったため、私が市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと思う。

元夫と別居した昭和48年ごろにも、隣家の人に国民年金保険料を納付した方が良いと話したことを覚えており、私が市役所で加入手続きを行い、保険料を納付したはずである。

時期は覚えていないが、途中から、銀行口座のある金融機関へ行き、納付書で保険料を納付したと思う。記憶は定かではないが、年金記録に空白があるとは考えられないので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、昭和48年ごろ申立人の元夫と別居し、その後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人は、50年4月から、保険料の納付を開始していることが確認できる。

また、申立期間③は2か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、その間の申立期間③の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元夫と連番で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人は、昭和 48 年 9 月ごろに国民年金に加入する手続を行ったものと推測でき、申立期間①については、申立人が加入する場合は任意加入であることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、元夫が行ったと思うと主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその元夫も既に他界しているため、申立期間②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、かつ、その元夫も申立期間②について、国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 48 年 9 月の 1 か月を除いた期間は、未加入及び未納期間となっている。

さらに、申立期間④について、申立人の平成 9 年分の所得税の確定申告書の控えには、社会保険料控除の金額が記載されているが、その金額は、当時の国民年金保険料の金額より少なく、10 年分及び 11 年分の所得税の確定申告書の控えには、社会保険料控除の記載が無く、保険料を納付していたことを推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び④について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和48年4月から53年3月までの期間、63年2月、同年9月から平成3年3月までの期間及び同年8月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から53年3月まで  
② 昭和63年2月  
③ 昭和63年9月から平成3年3月まで  
④ 平成3年8月から4年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は、昭和55年に、市役所からそれまで未納であった分をさかのぼりまとめて納付できると聞いたことから、納付書を送付してもらい、妻が夫婦二人分を金融機関でまとめて納付した。また、申立期間②、③及び④の国民年金保険料は、妻が金融機関で納付書により納付していた。しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、その妻は、昭和55年6月に第3回特例納付により申立期間の過半の保険料を納付済みであることが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人は、申立期間が強制加入期間であり、第3回特例納付により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、今回記録訂正の申立てを行っている期間が納付済みであることが推認され、当該期間を含め申立期間以降の国民年金保険料はお

おむね納付済みとなっている。

さらに、申立人の妻は、「特例納付を行った当時は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付する資力があり、夫の保険料は私が間違い無く納付した。」旨証言している。

- 2 申立期間②については、1か月と短期間であるとともに、申立人は、会社を退職した直後に厚生年金保険から国民年金に切替手続きを行っており、その直後の申立期間が未納となっているのは不自然である。
- 3 申立期間③について、申立人の国民年金保険料を自分の分と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間中の平成2年2月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行い、国民年金保険料をすべて納付済みとなっていることから、その妻は、昭和63年9月に申立人が会社を退職した直後に申立人についても、厚生年金保険から国民年金に切り替えたことが推認でき、切替直後から国民年金保険料を納付しなかったとは考え難く、また、その妻は、申立期間のうち、平成2年2月以降の保険料を納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。
- 4 申立期間④については、8か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされていることは不自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、区役所で国民年金の任意加入手続をし、毎月、自宅に来てくれていた集金人に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、体が弱いため老後に備えて区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確であるとともに、加入した年に長女が誕生したなど、申立期間当時の記憶が具体的かつ鮮明である上、申立期間当時、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認できるなど、申立人の主張には特段不合理な点は認められない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録には、申立人は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入した記録が認められるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳には申立人の氏名が誤って記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、任意加入や保険料の前納を行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から51年12月まで

私の母親は、未納となっている国民年金保険料を納付するため昭和54年ごろ市役所へ相談に行き、申立期間以降の保険料の必要納付金額と納付期限が記載されたメモをもらってきた。メモに従い4回に分けてさかのぼって保険料を納付した。1回目は申立期間の保険料として母親に納付しに行ってもらい、2回目以降の申立期間後の保険料は、私が郵便局で納付した。保険料はいずれも私が負担した。

ほぼ同時期に納付した保険料のうち、最初に納付した申立期間のみが未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、未納となっている国民年金保険料を納付するため昭和54年ごろ市役所に相談に行った際の申立期間以降の保険料の必要納付金額、納付期限が記載されたメモを所持しているところ、当時、申立人及びその母親が居住していた市では、保険料の過年度納付や特例納付の相談に来た者に対しては、詳細な金額の計算を行っていたはずであるとしており、申立内容と一致する。

また、申立人は、前述のメモに従い申立人の母親が昭和54年ごろに申立期間の保険料をまとめてさかのぼって納付していたとしているところ、その当時は第3回目の特例納付が実施されていた時期であり、申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点はみられない。

さらに、申立人は、前述のメモに従い、申立期間を含めて未納とされていた期間の国民年金保険料をさかのぼって4回に分けて納付したとしているところ、申立期間を除きメモに記載された期間の保険料はすべて納付済みとな

っており、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、昭和 54 年ごろ、申立期間の国民年金保険料を自らの預金から負担したとしているところ、当時、申立人及びその母親と同居していた申立人の兄は、当時の申立人は塾講師や家庭教師をしており収入があり、申立人及び母親から、当時 50 万円程度の未納となっていた保険料を納付したと聞いたことがあると証言しており、その金額は、54 年ごろに申立期間を含めて未納となっている期間の保険料を特例納付等によりさかのぼって納付した場合の金額とほぼ一致していることから、申立内容は、信憑性が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の夫と共に、夫の年金受給の件で社会保険事務所に行った際に、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの私の納付記録が未納とされていた。

時期の記憶は定かでないが、国民年金の加入手続は夫が行い、保険料の納付は私が夫婦二人分を銀行で納付していた。また、保険料の納付書に関しての記憶は無いが、納付書があれば納付するので未納とされているのに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和 54 年 7 月であることが確認でき、その時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、事実、55 年 1 月に金融機関を通じ昭和 53 年度分の保険料を過年度納付していることが記録上確認できる。

また、申立人の国民年金保険料の納付意欲及び生計状況等を考え併せると、昭和 52 年度分の保険料も納付することなく、53 年度分の保険料を納付したとは考え難く、納付可能である 52 年度分及び 53 年度分の保険料を納付書により、それぞれ納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間以後の国民年金加入期間に未納は無い上、前納している期間もあることから納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の年金受給の件で妻と共に、社会保険事務所に行った際に、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの私の納付記録が未納とされていたが、時期の記憶は定かでないが、国民年金の加入手続は、私が行い、保険料の納付は妻が夫婦二人分を銀行で納付していた。また、保険料納付書についての記憶は無いが、納付書があれば納付するので未納とされているのに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、昭和 54 年 3 月であることが確認でき、その時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、事実、55 年 1 月に金融機関を通じ昭和 53 年度分の保険料を過年度納付していることが記録上確認できる。

また、申立人の国民年金保険料の納付意欲及び生計状況等を考え併せると、昭和 52 年度分の保険料を納付することなく、53 年度分の保険料を納付したとは考え難く、納付可能である 52 年度分及び 53 年度分の保険料を納付書により、それぞれ納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間以後の国民年金加入期間に未納は無い上、国民年金保険料の納付を行っていた申立人の妻も未納は無く、前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1591

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで

私の国民年金の加入手続は母親が行い、昭和36年4月から私の国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。昭和36年11月に結婚すると、母親がこれからは自分で納付するようにと国民年金の納入帳のようなものをいつであったか定かでないが送ってくれた。その後、この納入帳のあったことを忘れてしまっていた。

社会保険事務所で調べてもらったところ、同姓同名の別の国民年金手帳記号番号が見つかったが、取下げ済みであるとの回答だった。

申立期間が未加入とされていること納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「両親から自分の生年月日は昭和15年A月B日と言われていたが、申立人が中学3年の時、戸籍抄本が必要となり取り寄せたところ、自分の生年月日は15年A月C日であることを知った。」としており、申立人が在籍していた中学校の卒業生名簿においても、申立人の生年月日が昭和15年A月B日と記録されていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人と同姓同名の別の国民年金手帳記号番号が確認され、町が保管する被保険者名簿によると、当該手帳記号番号の被保険者の生年月日は昭和15年A月B日と記載されており、申立人が両親から言われていた生年月日と一致することから、申立人の主張は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと認められる。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたとする住所と、町の国民年金被保険者名簿に記載されている別の国民年金手帳記号番号の被保険者の

住所とが、同一の事業体の所有地であったことが確認できることから、別の国民年金手帳記号番号が申立人の番号である可能性は高いものと考えられる。

加えて、町の被保険者名簿によると、別の国民年金手帳記号番号の被保険者は昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており証言が得られないことから、納付状況は不明である。

また、申立人の母親が昭和 36 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1592

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私は、昭和36年に国民年金制度が発足した際に夫婦二人分の国民年金加入手続を市役所で行い、保険料を未納が無いように納めてきたのに申立期間の保険料が未納となっており納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が営んでいた事業を引継ぐこととなった際に、市役所から国民年金加入案内のハガキが届いたことから、国民年金加入手続を市役所で行い、保険料を未納が無いように納付したと主張しているところ、国民年金制度発足当初において、市役所は市民に対し国民年金の加入案内を積極的に行っていたことが推認できることなどから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、前後を通じて申立人の住所や職業に変更は無く生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初より国民年金に加入しており、申立期間以外の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付済みとなっているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年当時に将来の生活を考えれば国民年金に任意加入した方が良いと夫に勧められ、国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者制度の開始により国民年金保険料を納めなくて良くなるまで保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、任意加入していた国民年金の資格喪失手続きを行った記憶は無いと述べているところ、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないとともに、申立人の夫の当時の厚生年金保険標準報酬月額は最高額で推移していたことが確認でき、申立人が申立期間に国民年金の任意加入資格を喪失する特段の理由は見当たらないことから、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料を納付していないとされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、市役所が自宅から近隣であったことから、自分が市役所へ訪問し国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、市役所は申立人の自宅の近隣に所在していたことが確認でき、申立人の主張は信憑性<sup>びよう</sup>が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 50 年 9 月に任意加入し、その後、夫が会社を退職した際にも、国民年金種別変更手続きを適切に行い、60 歳到達までの国民年金保険料を納付しているなど、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

私は、勤務先の役所を退職したので、将来のことを考え、昭和48年1月又は同年2月ごろに区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その際、窓口で加入手続と同時に加入直後の2か月分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が昭和48年2月に国民年金の任意加入手続を行った直後の期間であり、本来、加入しない限り保険料納付の義務が無い任意加入者が、加入手続を行いながら、その直後の期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、保険料を前納している期間があるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月21日から同年7月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年6月21日から同年7月10日まで  
② 昭和58年2月1日から同年5月21日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、申立期間①については、B社から子会社のA社への転勤であり、継続して勤務をしていた。

また、申立期間②については、前の会社から引き抜かれてC社に昭和58年2月1日に入社し空白期間は無いはずであるが、厚生年金保険の加入は同年5月21日からとなっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、同僚の証言から判断すると、申立人が申立に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月21日にB社から関連会社A社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

A社は既に全喪しており、元事業主の連絡先は不明であることから確認できないものの、申立人と同時期にB社からA社に異動した9名の者についても資格喪失日と資格取得日の間に被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主がA社における申立人に係る資格取得日を昭和38年7月10日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、元事業主に照会したところ、C社は平成10年7月1日に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明としているが、「申立期間当時入社後3か月の試用期間があり、その期間は社会保険に加入させない取扱いであった」と供述している。

また、申立人のC社における雇用保険の被保険者記録は、昭和58年5月21日に資格取得、平成4年3月15日に離職となっており、社会保険庁の厚生年金保険記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、①申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすること、②また、B社における資格取得日を32年8月20日に、資格喪失日を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、A社が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、B社は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月12日から同年8月20日まで  
② 昭和32年8月20日から同年12月まで

私は、昭和32年4月からA社に勤務し、引き続き同社が合併したB社に同年暮れまで勤務した。B社の社員の忘年会に出席した時の写真もあるので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和32年6月12日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、昭和32年12月にB社の同僚らと撮影されたと認められる写真には、同年8月20日にA社が全喪した際に同時にB社で資格取得し、同年12月以降も厚生年金保険の加入記録がある同僚とともに申立人が写っていることから、申立人が申立期間にA社及びB社に勤務していたことを認めることができる。

また、両社において厚生年金保険の加入記録がある同僚によると、当時、A社がB社に合併された際には、当時在籍していた社員は全員厚生年金保険に加入していたはずであると証言しており、B社の厚生年金保険被保険者名簿においても、昭和32年8月20日にA社で資格喪失した従業員85

名のうち 84 名が、同日に B 社で資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している A 社の修理部でともに働いていた同僚すべてについて、B 社においても厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、①の申立期間の標準報酬月額については、A 社に係る昭和 32 年 5 月の社会保険事務所の記録から、4,000 円とし、②の申立期間の標準報酬月額については、A 社から B 社に移り、A 社における標準報酬月額が申立人と同額であった同僚の B 社における資格取得時の標準報酬月額から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 32 年 8 月 20 日に全喪しており、当時の事業主も不明で回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

一方、B 社の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、昭和 42 年 10 月 30 日に全喪し、当時の役員もいないことから、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

しかし、仮に、B 社の事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 8 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、B 社の事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 4 月から 22 年 5 月まで 210 円、22 年 6 月から 23 年 7 月まで 600 円、23 年 8 月から同年 11 月まで 2,100 円、23 年 12 月から 24 年 3 月まで 3,600 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

私は昭和 21 年 4 月 1 日から 24 年 7 月 4 日まで A 社 B 製鋼所（現在は、A 社 C 製作所 以下同じ）に勤務していた。新年会や忘年会に参加した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の A 社 B 製鋼所（現在は、A 社 C 製作所 以下同じ）における厚生年金保険資格取得日は昭和 24 年 4 月 1 日となっている。

しかし、A 社 C 製作所は、申立期間について、申立てどおりの届出を行ったと回答しており、同事業所が保管する保険台帳の写しには、申立人に係る資格取得年月日は昭和 21 年 4 月 1 日と記載されている。

また、社会保険事務所が保管する A 社 B 製鋼所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が昭和 21 年 4 月 1 日、資格喪失日が 24 年 7 月 5 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日をオンライン記録に入力する際、21 年を誤って 24 年と入力したものと推認でき、事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管するA社B製鋼所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和21年4月から22年5月まで210円、22年6月から23年7月まで600円、23年8月から同年11月まで2,100円、23年12月から24年3月まで3,600円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 39 年 9 月までの期間及び 47 年 4 月から 52 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 39 年 9 月まで  
② 昭和 47 年 4 月から 52 年 5 月まで

私の国民年金の加入手続は、誰が行ったか記憶は定かではない。国民年金保険料は、出張してきた市の職員に夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付した。

その後、保険料は自治会の集金人に納付していたこともある。夫が厚生年金保険に加入していた時も、保険料を納付していたが、夫が厚生年金保険に加入していなかった時期も、夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を市役所で、納付書により納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、出張してきた市の職員に申立人の夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、一緒に保険料を納付したとするその夫の保険料も未納とされており、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された昭和 44 年 6 月の時点では、時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間②についても、申立人は、夫と一緒に保険料を納付書で納付していたとしているが、一緒に保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間②のうちの国民年金加入期間について保険料が未納であり、かつ、申立人の特殊台帳によれば、申立人が昭和 47 年 4 月に国民年金の任意加入の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 39 年 9 月までの期間及び 51 年 7 月から 52 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 39 年 9 月まで  
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 1 月まで

私の国民年金の加入手続は、誰が行ったか記憶は定かではない。国民年金保険料は、出張してきた市の職員に妻の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付した。

その後、保険料は自治会の集金人に納付していた。私が厚生年金保険に加入していなかった時期は、妻の分と一緒に夫婦二人分の保険料を市役所で、納付書により納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、出張してきた市の職員に申立人の妻の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、一緒に保険料を納付したとするその妻については、申立期間①のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された昭和 44 年 6 月の時点では、時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間②についても、申立人は、妻と一緒に保険料を納付書で納付していたとしているが、一緒に保険料を納付していたとするその妻は、国民年金の未加入期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで  
② 昭和57年4月から同年10月まで

申立期間①の国民年金保険料については、私は納付書を使用して自宅近くの金融機関で納付したはずであり、また、申立期間②については、私は平成3年3月に区役所又は金融機関で追納を行っており、私の国民年金手帳にはその旨のメモを記入していることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間直後の昭和57年度の国民年金保険料が申請免除となっており、この免除は、申立期間中の昭和56年における申立人世帯の所得が審査対象となっていることから、申立人は、申立期間当時、保険料を納付することが困難であったと推測できる。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳に、申立期間②の国民年金保険料を追納したメモを記載していると主張しているところ、納付済期間については、追納年月日が日にちまで明確に記載されていることが確認できる一方、申立期間②については追納年月日が日にちまで明確に記載されていないことなど、その記載状況から、当該メモにより申立期間②の保険料が納付されたことが明確にできない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも保険料の未納期間が多く見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 7 月からの約 2 年間は国民年金保険料を納付する際、国民年金手帳を区役所に持参し、押印してもらい、その後は、小切手帳のような帳面に変更になり、金融機関で毎月約 1 万 2,000 円の保険料を納付してきた。引っ越しの際に、区役所で各種変更手続も適切に行ってきたが、申立期間の住所の記載が国民年金手帳に無い上、未納期間の保険料については、何の督促も無いので、未納とされていることは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料の金額と大きく異なる。

また、申立人は、引っ越しの際に、区役所で各種変更手続も適切に行ってきたと主張しているところ、申立人は、申立人の戸籍により、申立期間当時の昭和 44 年 3 月に転入届を行ったことが確認できるものの、申立人は、申立人が以前所持していた国民年金手帳には、申立期間当時の住所の記載が無かったと述べている上、特殊台帳でも、申立期間以外については、住所歴が記載されているが、申立期間当時の住所は記載されていない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月、63 年 1 月、平成 3 年 8 月及び 5 年 11 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月  
② 昭和 63 年 1 月  
③ 平成 3 年 8 月  
④ 平成 5 年 11 月から同年 12 月まで

申立期間①については、昭和 58 年 3 月か同年 4 月に、退職後すぐに、当時居住していた地域の区役所か一時帰省した地域の市役所で間違いなく国民年金に切替えの手続をした。

申立期間②及び③については、住居地の市役所で国民年金の加入手続をした記憶がはっきりしている。

申立期間④については、国民年金保険料を町役場で直接窓口へ現金納付した記憶もある。

私は、転職をする時は必ず国民年金への加入手続を行い、1 か月でも保険料の未納が無いようにしてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月か同年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は平成 8 年 2 月に払い出されており、その時点で、申立期間①、②、③及び④の保険料はいずれも時効により納付することはできず、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人が申立期間に居住していたいずれの市区及び管轄する社会保険事務所においても、申立期間における申立人の国民年金への加入及び保

険料納付記録を確認することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 58 年 3 月から平成 5 年 12 月までの長期間のうち、申立期間①、②、③及び④の期間はそれぞれ別の区市に住所を変更しており、これら複数の区市においてその都度行政側の記録管理が不適切であったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1600

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年8月まで

私は、昭和52年1月に区役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局か銀行で国民年金保険料を納付した。現在所持している国民年金手帳の国民年金の記録欄に区の押印があり、国民年金を納付したことを記載した別の記録メモもあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、当時居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿により平成元年7月であることが確認され、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄を見ると、被保険者となった日の昭和52年1月の欄には区名の押印はなく、被保険者でなくなった日の同年9月の欄及び次に被保険者となった日である平成元年6月の欄に区名の押印がされていることから、元年6月の時点において昭和52年1月の欄が追加して記載されたものと考えられる。

さらに、申立人の記載した記録メモで申立期間に関しては、加入期間と申立人の当時の住所が記載されているのみであり、これをもって直ちに申立期間の国民年金保険料を納付していたものと推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1601

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間、40 年 3 月から同年 8 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで  
② 昭和 40 年 3 月から同年 8 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①は、当時私は大学生であったが、父親が区役所に勤めていたので、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間②は、厚生年金保険から国民年金に切替えの手続きをしており、銀行で妻と一緒に保険料を納付していた。

申立期間③も、同じく厚生年金保険から国民年金に切替手続きをしており、銀行で妻と一緒に納付していた。いずれの申立期間についても保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については区の国民年金被保険者名簿と国民年金手帳記号番号払出簿の記録によると、申立人の所在地が当初不明となっており、昭和 38 年 2 月になって住民票から所在地を確認していることが欄外に記載されていることから、国民年金保険料の納付は行っていなかったと考えられる。

また、申立期間②については厚生年金保険の資格喪失後に、国民年金に切替えを行い、申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間②の記録は厚生年金記録との統合により、平成 10 年になってから国民年金の未納記録として追加されていることから、申立期間②当時に国民年金への切替手続きは行われていないと考えられる上、申立人がその妻と結婚をしたのは昭和 41 年 10 月であり、その妻は申立期間②の期間は厚

生年金保険に加入中であり、申立人と一緒に国民年金保険料は納付できないことから、申立内容と相違している。

さらに、申立期間③については申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、昭和 61 年 4 月 1 日に被保険者となった日と記載されている年金手帳の交付を同年 4 月に受けていることから、申立期間③は未加入期間となり国民年金保険料の納付はできなかったことから、申立内容と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1602

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月まで

私は昭和 38 年 3 月までは学生であり、その後、私が 28 歳の時の 43 年に、国民年金の加入手続を行っていないのに、市役所から納付書が届いたため、仕方なく郵便局で 20 歳の分からの国民年金保険料をさかのぼって納付した。

まとめて納付した保険料は自分の蓄えから支出した。納付した保険料額は 1 か月 100 円程度だったと思う。まとめて納付してもそれほど高額であったとは思っていない。

申立期間について、保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の居住していた市が保管している国民年金受付簿により、申立人の国民年金の加入手続の時期は、昭和 43 年 4 月であることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同時期に加入手続が行われたことが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、昭和 38 年 3 月までは学生であり、その後、28 歳の時の 43 年に、20 歳からの分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間中の学生であった期間は、国民年金の任意加入被保険者であることから、38 年 3 月以前の期間まで、さかのぼって任意加入被保険者になることはできず、さかのぼって保険料を納付することもできない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している国民年金手帳により、昭和 41 年 7 月であることが確認できることから、申立人の国民年金保険料は 43 年 4 月の時点で、被保険者資格取得時までさかのぼって納付されたものと推認できる。

加えて、申立人は、昭和 43 年に未納であった 20 歳までの国民年金の保険料を、一括して納付したと主張しているところ、43 年の時点は特例納付の実施時期でもないことから、20 歳までの保険料をさかのぼって一括して納付することはできず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1603

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 61 年 4 月まで

市立の幼稚園に臨時職員として勤務していた時、その園長から国民年金に加入するように言われ、市役所で国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた幼稚園の園長から国民年金に加入するように言われ、市役所で国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は結婚後に居住していた市から昭和 61 年 11 月に払い出されており、その時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付方法等に関する記憶は曖昧であり、国民年金手帳を交付された記憶もない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1604

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 33 年ごろから母親が経営していた飲食店を手伝っていた。私の国民年金への加入手続は、35 年 10 月以降に母親が区役所で家族全員の国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月から国民年金保険料を納付していた。現在、私の手元には 2 冊の年金手帳があるが、別にもう 1 冊年金手帳があったのを憶えている。長男であった私は店の跡取りであったので、母親が私の保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入状況及び納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 8 月以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料の納付ができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1605

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から52年12月まで

私は、結婚を契機に、夫と一緒に市役所に行き、国民年金に加入する手続を行った。

申立期間は定額保険料を納付していたが、申立期間後は付加保険料を併せて納付した。

保険料の金額など具体的なことは記憶しておらず、資料も所持していないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻の届出を行った昭和49年11月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していたとする市の資料によれば、申立人は53年1月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点においては、制度上、申立期間にさかのぼって国民年金に加入し、かつ、保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人及びその夫は、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等の記憶が不明確であることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1606

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から63年12月まで  
昭和59年に病院を退社してから数年後、区役所で、自分で国民年金の加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付を申し出たところ、2年分の保険料は納付したが、その際に数か月分は納付できなかったことを覚えている。その後は、毎月、自分で納付していたのに未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年に病院を退社してから数年後に自分で国民年金の加入手続を行い、さかのぼって2年分の国民年金保険料は納付したが、その際数か月分は納付できなかったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年2月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1607

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 51 年 5 月まで

私は、昭和 45 年 7 月に会社を退職してからは様々な仕事をしており、仕事の関係で海外に出かけることも多かったが、そのころに当時の同居人から、「自宅に国民年金の集金人がやって来て、国民年金に加入するのは義務だから加入しなければならないと勧められたので、加入手続を行い、国民年金保険料を納付している。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に国民年金の加入を勧められた当時の同居人が申立人の加入手続を行い、同居人が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、同居人の所在も不明であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年2月までの期間及び同年6月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年2月まで  
② 昭和45年6月から48年7月まで

既に死亡した母親が昭和42年ごろ国民年金の加入手続をして、以後、区役所に国民年金保険料を納めていたはずである。納付方法や納付場所及び納付金額等は自分で行っていないので不明であるが、保険料は一日たりとも変わらず納めている。申立期間に保険料の納付がされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和42年ごろ申立人の国民年金の加入手続をし、その母親が区役所に申立人の国民年金保険料を納めていたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年6月に払い出されており、この時点では、申立期間は未加入期間であるとともに、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に他界しており、元配偶者とも離婚していることから、申立期間当時の納付方法等の詳細を聴取することができず、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は加入手続、保険料の納付等に関与していないため国民年金の加入状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1609

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月まで

国民年金の加入手続について、時期ははっきりしないが、昭和 36 年当時勤務していた事務所の所長が、私の国民年金加入の手続を行ったと思う。その後退職するまで、所長が、私の給料から国民年金保険料を差し引き、納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の事務所が、昭和 36 年に申立人の国民年金加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金加入の手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとされる勤務先の事務所の所長も既に亡くなっていることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 7 月に払い出されていることが国民年金記号番号払出簿から確認でき、その時点で申立期間の保険料は時効により納付することができず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間は、平成 6 年 3 月 15 日に年金記録の訂正により追加された期間であることが確認でき、申立期間当時は未加入期間であったことから保険料の納付はできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1610

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 57 年 2 月まで

私は会社を退職し、昭和 53 年 5 月に事務所に入所した際、区役所で国民健康保険の手続きを行い、区の職員から国民年金への加入を勧められたため、同日に国民年金の加入手続きも行い、国民年金保険料については納付金額の記憶は定かではないが、納付書で銀行や郵便局に納付をしており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月に区役所で国民健康保険の手続きを行い、区の職員から国民年金への加入を勧められたため、同日に国民年金の加入手続きも行い、国民年金保険料については納付金額の記憶は定かではないが納付書で銀行や郵便局で保険料を納付していたと主張しているが、3 年以上に渡り金融機関及び行政側において不適切な事務処理があったとは考え難く、又、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 5 月に町に払い出されていることが確認でき、申立内容と一致しない上、その時点で申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の申立期間における国民年金の納付状況に関する記憶は曖昧であり、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び同年5月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月  
② 平成2年5月から4年3月まで

私の父親は、昭和36年の国民年金制度発足と同時に私の国民年金の加入  
手続を行い、保険料も平成2年3月に他界するまで納付し続けていた。

申立期間①については、父親の口座から保険料が引き落とされていたと  
思うが、よく覚えていない。

申立期間②については、父親が亡くなって以降であり、自ら郵便局で納  
付書により保険料を納付した。申立期間②以降において、1年分くらいの  
保険料として10万円くらいをまとめて2、3回納付した覚えもある。

何度も区役所や社会保険事務所において保険料の未納が無いかを確認し、  
その都度、未納は無いと言われていたのに、申立期間の保険料が未納とさ  
れていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その父親の口座から国民年金保険料が  
引き落とされていたと思うが、よく覚えていないとしており、その記憶は  
曖昧で、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①以前において、預金口座の残高不足により国民年金保険  
料が引き落とされなかった期間が複数回みられる。

さらに、申立人は、申立期間②以降において、1年分くらいの国民年金保  
険料として10万円くらいを2、3回納付した覚えもあるとしているが、申  
立人は、平成5年7月から6年3月までの保険料を7年8月に一括して納付  
し、平成6年度分の保険料を平成7年12月にまとめて過年度納付しており、  
その金額は申立人が記憶している金額に近いことから、申立期間②について

の保険料の納付に関する記憶はこの期間の保険料と混同している可能性は否定できない。

加えて、申立期間②直後の平成4年4月から申立人が60歳に到達する前月の8年3月までの期間の国民年金保険料は、5年4月から同年6月の期間を除きすべて過年度で納付されていることから、申立期間②の保険料も過年度で納付したと推認するのが合理的であると考えられるところ、申立期間②直後の4年4月及び同年5月の保険料は6年5月に納付されており、この時点では申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1612

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から61年3月まで

昭和42年2月ごろ、結婚を機に、市役所で国民年金に加入し、以降、昭和61年3月まで、市役所の窓口で保険料を納付していた。毎年、納付金額が上昇するため、納付をやめることができるかどうか市役所の窓口で相談したことも覚えている。国民健康保険の支払いだったのではないかとよく言われるが、夫の国民健康保険組合に加入しているので、その可能性はなく、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月ごろ、結婚を契機として市役所で国民年金に加入し、申立期間の保険料も市役所の窓口で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、被保険者となり得る期間ではなく、国民年金保険料を納付することはできず、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及びオンライン記録上における氏名検索結果によっても別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

また、申立人の居住する市の被保険者名簿において、申立期間は未加入期間であることから、申立人が申立期間当初から国民年金に加入していたことはうかがえず、申立人の夫からも、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な証言が得られない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間、48 年 3 月から同年 9 月までの期間、同年 12 月から 49 年 6 月までの期間、50 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 51 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 48 年 3 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 48 年 12 月から 49 年 6 月まで  
④ 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで  
⑤ 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで  
⑥ 昭和 51 年 3 月から同年 6 月まで

私は、33 歳の時に国民年金の任意加入手続をしてから、途中何度か国民年金保険料をまとめて納付したことはあるが、35 年くらいある国民年金加入期間はすべて保険料を納付したと思っていた。厚生年金保険加入をやめた昭和 48 年頃は、集金人に 1 回か 2 回国民年金保険料を納付したことがある。

37 歳の時に離婚をしてからは、働き詰めで忙しく金融機関に行けないこともあったと思うが、納付書が来ていれば保険料を払っていたと思う。

私はずっと、国民年金保険料を納付してきたと思っていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が国民年金保険料を納付していたと思っていた月数に対して現在受給している年金額が少ないので、足りない月数があるのではないかと思い申立てを行ったと主張しているところ、申立人は、住居変更の記憶はあるものの、具体的な国民年金保険料の納付時期及び納付方法等に関

する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 48 年ごろには 1 回か 2 回ほど集金人に国民年金保険料を納付し、その後は集金人から今後の納付の継続を勧められ納付書を送付してもらうように手配したので、納付書が送付されていれば保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、集金人及び保険料の納付方法等について具体的な記憶は無く申立期間③、④、⑤及び⑥に係る保険料の納付状況についても不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1614

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和53年5月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。昭和59年10月に喪失届を提出した覚えは無く、申立期間の国民年金保険料は納付書により郵便局や銀行で納付していたはずで、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は申立人の夫が厚生年金保険加入者であったため、国民年金の任意加入被保険者であり、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には昭和59年10月6日の資格喪失日が日付印により記載されており、市が保管している国民年金被保険者名簿にも資格喪失の記録があり、申立人が所持する年金手帳の日付と一致しており、記録に齟齬はみられない。

また、申立人は、金融機関で国民年金保険料の納付をしていたと主張しているところ、申立期間直前の昭和59年9月までの保険料の納付記録は確認できるものの、同様の方法で保険料の納付を行っていたとする申立期間において、金融機関での納付であるにもかかわらず、申立人の保険料の納付記録がすべて記録されていないことは不自然である。

さらに、申立人は昭和61年4月の第3号被保険者への種別変更手続以降にまとめて国民年金保険料の納付は行っていないと述べていることから、過年度納付は行っていないと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1615

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 51 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 51 年 7 月まで

私が、昭和 48 年 11 月に結婚した時に、親に言われて夫婦そろって国民年金の加入手続を区役所で行った。国民年金保険料は、加入時に 2 年間さかのぼって納付しなさいと言われたので、一括して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 11 月に結婚した時に、親に言われて夫婦一緒に国民年金の加入手続を区役所で行い、2 年間さかのぼり一括して納付したと主張しているが、申立人が 1 冊のみ所持しているとする国民年金手帳は、当時居住していた区とは別の区において発行された国民年金手帳であるとともに、前後の任意加入被保険者から国民年金の加入手続を行った時期は 61 年 1 月下旬であることが確認でき、その直後に社会保険庁が過年度分の納付書を発行していることが記録上確認できることから、申立人の主張はこの時期の記憶と考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 1 月に払い出され、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金保険料の納付については、夫婦のどちらが納付していたのか、納付方法等についての記憶も曖昧であることから納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年7月まで

私が、昭和48年11月に結婚した時に、夫の親に言われて夫婦そろって国民年金の加入手続を夫が区役所で行った。国民年金保険料は、加入時に2年間さかのぼって納付しなさいと言われたので、一括して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に結婚した時に、夫の親に言われて夫婦一緒に国民年金の加入手続を区役所で夫が行い、2年間さかのぼり一括して納付したと主張しているが、申立人が1冊のみ所持しているとする国民年金手帳は、当時居住していた区とは別の区において発行された国民年金手帳であるとともに、前後の任意加入被保険者から国民年金の加入時期は60年6月中旬であることが確認でき、その直後に社会保険庁が過年度分の納付書を発行していることが記録上確認できることから、申立人の主張はこの時期の記憶と考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年5月に払い出され、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金保険料の納付については、夫婦のどちらが納付していたのか、納付方法等についての記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>であることから納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1617

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年10月までの期間及び48年9月から50年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年10月まで  
② 昭和48年9月から50年10月まで

昭和46年8月及び48年8月に会社を退職した後、私自身が区役所で国民年金加入手続を行った。

自宅に集金人が来ており、妻が集金人に国民年金保険料を納付していた。妻の記憶では、集金人は自宅にあった手帳又は帳面に領収印を押してくれていた。

申立期間が国民年金未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月と48年8月に会社を退職した後、それぞれ当時申立人の住所地を管轄していた区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立人は、加入手続や手続後の年金手帳の交付について具体的な記憶が無く、国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、申立人の妻が申立期間の保険料を集金人に納付していたとしているが、その妻も、納付金額や納付間隔、集金人が領収印を押していたとする手帳又は帳面の様式等の記憶が明確でない上、申立期間のうち、妻が国民年金保険料を納付すべき期間について、妻自身の社会保険庁の国民年金記録は、未納又は未加入期間となっているため、夫の保険料のみ納付したとするのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1618

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 3 月まで

私の母親は、私が大学生で 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続をしているはずである。申立期間当時、同居していた姉と母親の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけが未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時にその母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずだと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が認められず、申立人は、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1619

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 5 月まで

私の母親は、私が短大を卒業し、20 歳になった昭和 43 年ごろに私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親は、市の集金人をしていた叔母に両親と妹の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が 20 歳になった昭和 43 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 4 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得時期が昭和 50 年 6 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立人の母親が、申立人の両親とその妹の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、その妹は、国民年金の資格が取得可能な 20 歳以降について、申立期間のほとんどの期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 50 年 3 月まで

私は、100 パーセントの記憶ではないが 20 歳になった昭和 41 年に市役所から国民年金への加入を勧奨する封書がきて、父親から加入しておくように言われたので、自分で加入手続を行った。

第 1 回目の保険料は父親に負担してもらい、それ以降は自己負担で、毎月市役所へ行って納付した。納付する度に「判取り帳」に押印してもらったり、領収書を受け取った。

昭和 42 年 8 月にそろばん教室を開業し、市役所でわら半紙に手書きされた国民健康保険及び国民年金の保険料の納付証明を受けて確定申告書<sup>ちよう</sup>に貼付したことがあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年に国民年金に加入し、以降、毎月国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 3 月に払い出されており、前後の番号の任意加入者の資格取得日から同年 3 月に、申立人が加入手続を行ったことが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない上、申立人が加入手続を行ったと主張する 41 年ごろの国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人は、市役所から保険料等の納付証明を受けて確定申告書<sup>ちよう</sup>に貼付したと述べているが、その証明書は無く、申立期間の国民年金保険料であったことは確認できず、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1621

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年3月まで

国民年金については、父親から「将来絶対必要となるから必ず納付しておくように」と言われていたので、20歳前に区の出張所に行き、国民年金の加入手続を行おうとしたところ、「20歳を過ぎてから来るように」と言われたため、20歳になった時に職場の同僚と一緒に区の出張所に行き、国民年金の加入手続を行った。当時の給料で国民年金保険料は納付できると思ったこと、かつ、父親が厳格でお金には厳しかったこともあり、当初からきちんと納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳前に、国民年金の加入手続を行おうとしたところ、「20歳を過ぎてから来るように。」と言われたため、20歳になった時に職場の同僚と一緒に区の出張所に行き、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、事実、申立人と同僚3人は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、職場の同僚3人と一緒に加入手続に行ったことがうかがえること、また、同僚のうちの一人は、昭和20年8月生まれであることから、その同僚が20歳に達した40年8月以降に、申立人及び同僚3人の加入手続が行われたものと推認できる。

さらに、納付記録のある同僚の昭和40年度及び41年度の国民年金保険料納付日は、申立人の納付日と、すべて同じであることから、申立人と同僚は同じ日に保険料を納付していたことがうかがえ、かつ、申立人と同僚の最初の保険料納付月は昭和40年4月以降であることから、申立人のみが、20歳になった39年11月当初から保険料を納付していたとするのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 5 月まで

私は、仲人から勧められて、昭和 36 年 6 月又は同年 7 月ごろに村役場で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、訪ねて来る集金人に国民年金保険料を納付していた。また、昭和 41 年ごろだったと思うが、「未払いですから、保険料を納めて下さい。」等の内容が記載された手紙が届いたので、町役場で 2 か月分の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 6 月又は同年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 7 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降について、毎月、集金人に国民年金保険料を納付し、41 年ごろには町役場で申立期間のうち同年 4 月及び同年 5 月の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の資格取得時期が同年 6 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から63年11月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和61年8月に私の国民年金の加入手続を行ったことについて話していた。その後、妻は、妻自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和61年8月に申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその妻も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人が国民年金の資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 25 日から 32 年 1 月 25 日まで  
② 昭和 32 年 1 月 26 日から同年 12 月 12 日まで  
③ 昭和 32 年 12 月 12 日から 38 年 4 月 10 日まで

平成 19 年 7 月に A 社会保険事務所で厚生年金の記録を確認したところ、当該申立期間について脱退手当金が支給済みになっていると、回答があった。

私は、当時子供が出来、会社を休職し、退職金、脱退手当金も貰っていないので、厚生年金の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 38 年 4 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 41 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、31 名について、資格喪失日の約 3 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていること並びに複数の同僚の証言などを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主又は労働組合の代表者よる代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほかに、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 26 日から同年 9 月 4 日まで  
社会保険庁の記録では、A社で昭和 53 年 8 月 26 日に資格喪失し、B社で同年 9 月 4 日に資格取得となっているが、関連会社に転勤しただけであるので、空白は生じないと思う。

当時、A社に勤務中、社長からB社に行くように言われ、C県からD県に引っ越した。数日も空けずに、B社に勤務したと記憶している。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社とB社は関連会社であり、転勤しただけである旨を主張している。

しかしながら、B社の当時の事業主の配偶者は、「当時、事業主が損害保険の講師としてA社に行くことがあったのは確かだが、会社としての関連はなかった。申立人が入社した経緯については分からない」と証言している上、B社の被保険者全員の厚生年金記録を調査したところ、A社での被保険者記録がある者は、申立人以外にはいなかった。

また、B社では、当時の資料等は廃棄しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、A社は、昭和 56 年に全喪しており、当時の役員等の所在も不明であるため、証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 36 年 9 月 21 日まで

社会保険事務所から A 社及び B 社に勤めていたときの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金は既に支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金をもらった記憶はないので、当該期間の厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の厚生年金被保険者名簿において、脱退手当金の受給資格のある元女性従業員 11 名で脱退手当金が支給済みとなっている 7 名のうち、申立人を含む 6 名については約 3 か月以内で脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A 社並びに B 社の申立人の厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、約 2 か月で支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらず、B 社を退職後脱退手当金の支給決定がなされている元従業員からは、所在が不明で証言を得ることができなかった。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月6日から37年1月6日まで  
平成19年8月3日に、A社会保険事務所から厚生年金保険加入記録の回答があり、昭和32年7月6日から37年1月6日までのB社に勤務していた期間が脱退手当金を支払われていることになっているが、脱退手当金はもとより退職金の支給も受けていない。また、自分が退職後に退職した同僚は厚生年金期間として年金を受給しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者のうち、申立人の資格喪失日である昭和37年1月6日の前後2年以内に資格喪失した者30名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25名が資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた被保険者3名は「B社から脱退手当金について説明があったかどうか記憶にないが、同社C部に脱退手当金の受給手続きをお願いしたと思う」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年3月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は病気のため配偶者からのみ聞き取り調査を行なったが、申立人が受け取っていれば「夫である自分がわかるはずだ」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず

ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 624

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月ごろから58年9月ごろまで  
平成19年6月19日、社会保険事務所に昭和44年7月ごろから58年9月ごろまで勤務していたA社に係る厚生年金保険の加入記録について調査申出を行ったところ、加入記録が無いとの回答を受けた。証拠書類等も無く、記憶のみだが同僚の名前も覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する具体的な記憶も無い。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は「申立人は昭和51年ごろから平成元年ごろまで下請業者の事業主の下で働いていた。申立人に厚生年金保険か国民年金に加入するよう勧めたが、25年も保険料を払わなければ貰えないなら加入しないと断っていた」と証言している。

さらに、A社に昭和47年から勤務していた同社専務も「私が昭和57年ごろ中近東から帰ってきてからのことであるが、当時、申立人は、A社の社員ではなく、下請業者の事業主の下で働いていた。下請業者の事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。また、昭和58年か59年ごろ、下請業者の事業主の下を離れ、以降はA社で働いたが、正社員ではなく、日雇いであった。当時、申立人に厚生年金保険か国民年金に加入するよう勧めたが、25年も保険料を払わなければ貰えないなら加入しないと断っていた」と証言している。

加えて、下請業者の事業主の年金加入記録をみると、昭和36年4月から62年4月まで国民年金保険料を全期間納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から32年2月20日まで  
社会保険事務所に年金記録の確認をしたところ、申立期間については平成9年10月24日に脱退手当金が支給されていることを知った。

まったく身に覚えも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、当該期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管する「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」から、平成9年10月24日に申立人に脱退手当金が支給されたことが確認できる。

また、厚生年金脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、事務処理に不自然さはないと認め、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 16 日まで  
社会保険事務所に厚生年金の加入記録を確認したところ、A社に在籍していた期間について、脱退手当金として支給済みであるとの回答をもらった。

自分自身、脱退手当金の請求を行った覚えも無く、受給もしていない。  
退職後5年近く過ぎて支払われていること自体不自然であり、有り得ないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給を示す「脱」に丸印がされており、支給金額に計算上の誤りも無く、事務処理に不自然さはない。

また、申立人は「脱退手当金の支給決定日が、資格喪失後5年近く経過していること自体不自然である。」と主張しているが、このことをもって支給決定が不自然であるとは言い切れず、申立人から受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から34年8月1日まで  
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和31年12月1日から34年8月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A社には、31年に入社以来、退職した覚えは無く、当時はBにあったC支店で働いていた。当時の給与明細書等は保存していないが、給与から保険料は控除されていたはずである。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保存している社員名簿の写しにより、申立人は同社C支店に昭和31年11月28日に臨時社員として雇用され、34年に正社員として同社に入社していることが確認できる。

一方、昭和31年当時、C支店において社会保険手続きを担当する総務課で勤務した元社員は、「当時、臨時社員は厚生年金保険に加入できなかった」と証言している。

また、申立期間当時にC支店において勤務し、申立人と同職種である運転手をしていた元社員2人は、「正社員となる前に臨時社員の期間があったが、臨時社員は日雇扱いであったため、この期間は厚生年金保険には加入していなかったのではないかと思う」と証言しており、社会保険庁の記録においても、2人の被保険者資格取得日は、入社したと記憶する時期の数年後であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の記録は、昭和34年8月1日に資格取得していることが確認でき、これは、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録において34年8月1日に資格取得していることと同様であることが確認で

きる。

加えて、A社は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで  
平成 20 年に社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は脱退手当金を受け取った記憶は全く無いため、納得し難い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の前後 20 人の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 4 月の前後 1 年以内に資格喪失した者のうち女性 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名について喪失日から支給決定までの期間が約 1 か月から 4 か月以内に脱退手当金が支給されており、支給までの期間が短期間である。このような状況から申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 5 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。同社には、34 年 7 月に高等学校を中退した後同年 8 月 1 日に就職した。同社に当該期間勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ職場にいた同僚の証言により、申立人は、昭和 34 年 8 月 1 日から A 社（現在は、B 社。）に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、この同僚は申立人の申立期間当時、「A社では試用期間を設けており、その間は、厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も控除されていなかった。試用期間後に厚生年金保険の資格を取得する扱いをしていた」と証言している。このことは、この同僚の入社した年月日が、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同人の厚生年金保険の資格取得日の 2 か月前であることから裏付けられる。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 9 月 2 日以降について、申立期間を含む 33 年 5 月から 35 年 5 月にかけての期間は、毎年 1 回、5 月に 7、8 名程度が被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以外の時期に被保険者資格を取得した者がおらず、A 社では、新たに入社した者については、毎年 5 月に厚生年金保険

に加入させる取り扱いをしていたことが認められる。

さらに、B社の事業主に照会したところ、申立人が申立期間中にA社に勤務していたかどうかは、不明であると説明している。

加えて、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、B社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない。当時の事業主も既に他界しているため証言を得ることができず、申立期間の厚生年金保険適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、A社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から同年7月1日まで  
② 昭和32年12月31日から33年3月1日まで

昭和31年8月1日からA社に継続して勤務しているが、社会保険事務所の記録では途中の①の期間が欠落している。また、A社がB社を設立し、B社に転籍した時の②の期間についての記録も欠落している。

A社における被保険者資格喪失日からB社で勤務していたので、①の期間及び②の期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

①の期間については、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、当時A社に在籍していた者に照会を行ったものの、申立内容を確認できる供述は得られなかった。また、A社において申立人同様に、昭和32年3月1日に資格喪失の後、同年8月1日に資格の再取得をしている者が存在していることが同名簿により確認できることから、A社では厚生年金保険について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

②の期間については、申立人はA社から転籍してB社に継続して勤務していたと主張するが、A社は、昭和32年12月31日に全喪しており、B社は、33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所となっていない期間であり、A社からB社に転籍した社員全員の当該期間の被保険者記録が存在しない。

また、申立人は、①の期間及び②の期間についての給料明細書等の資料を所持しておらず、A社及びB社も、昭和49年10月1日に解散しており、当時の資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を確認できず、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除の状況が不明である。

さらに、両社の事業主（同人）は既に他界しており、証言を得ることはできない。

このほか、①の期間及び②の期間について、当時のことを証言してくれる同僚もおらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①の期間及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 15 日から 23 年 4 月 1 日まで  
社会保険庁の記録によると、昭和 18 年 3 月 15 日から 23 年 4 月 1 日までの期間における被保険者期間が欠落しているが、A社には申立期間勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料はないが、同時期に働いていた同僚の在籍記録があるので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同期の同僚より、「昭和 18 年 4 月 1 日に入社したときに 2 週間早く申立人が在籍していた」との証言があるが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、事業所保有の申立人に係る人事記録の職歴欄には、申立期間にA社に勤務していた旨の記録は無い。

このほか、A社は申立期間が戦時中から戦後初期に当たることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び、周辺事情は見当たらないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から同年 5 月まで

A社に同時期に入社した者はいないが、2交替制の勤務形態で、B社の工場内での業務だった。会社説明会に参加したが、辞令は交付されていない。給与は日給月給制で、給与明細は保管していないが、勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間における雇用保険には未加入としており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、A社は申立期間における人事及び社会保険関係の資料を既に廃棄してしまっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。

さらに、同僚ではないが申立期間に勤務していた2名は「申立人を覚えていない」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から32年3月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社における厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、健康保険に加入していた記憶もあり、同僚の加入記録はあるのに私の加入記録だけが無いのは納得できないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立内容と同僚の証言から推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、申立期間当時の厚生年金保険の適用について同僚2名に照会したところ両名共に「当時は、見習期間等の厚生年金保険に加入しない取扱いがあった」と供述している。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号にも欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われたことがわかる記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月 1 日まで

私は、募集広告によってA社に入社後、営業部に配属され昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月末まで普通自動車販売の営業職として勤務した。同社にて厚生年金保険被保険者証をもらった記憶があるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間勤務していた事業所の名称、仕事の内容や同僚の姓を記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生保険料控除に係る記憶も無い。

また、申立人は、当時、歩合制の販売員であるコミッションセールスとして勤務していたと述べており、これについてA社の人事部は「コミッションセールスは営業成績が向上し、安定した売上げが確保できるまでは正社員になることはできず、正社員となり、初めて厚生年金保険に加入することができるものであった」と証言している。

さらに、コミッションセールスが加入する労働組合の担当者は「コミッションセールスとは、会社とセールスマン個人が業務委託契約を結び、セールスマンは個人事業主として働く制度である。セールスマンは、個人で確定申告を行い、国民健康保険及び国民年金に加入していた。セールスマンとして7年から8年の長期に渡り勤務実績を認められ、正社員になった者もいたが、1年から2年の勤務では正社員になることは無い」と証言している。

加えて、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚も厚生年金保険被保険者

名簿には名前が見当たらないことから、A社では、コミッションセールスから正社員になるには勤務実績を評価した上、1年から2年の勤務では正社員にしない扱いであったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。